

平成 30 年 6 月 12 日現在

機関番号：34504

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2015～2017

課題番号：15K03095

研究課題名(和文) マグナ・カルタの800年 - その記録と記憶

研究課題名(英文) 800 years of Magna Carta: its Records and Memories

研究代表者

深尾 裕造 (FUKAO, Yuzo)

関西学院大学・法学部・教授

研究者番号：20135891

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,400,000円

研究成果の概要(和文)：2015年、マグナ・カルタ発布800周年を迎え、2015年6月13日には、ロンドン大学マイケル・ロバーン教授を招き、関西学院大学で開催された法制史学会第67回総会で「マグナ・カルタの800年 マグナ・カルタ神話論を越えて」と題し、シンポジウムを開催した。安易な「マグナ・カルタ神話論」への依拠が、むしろ研究の深化の妨げとなっていると理解したからである。シンポジウム後は、この期に活発化した海外での新たな研究成果の吸収につとめた。この過程で、ジョンのマグナ・カルタの本格的研究を開始し、明治期の我が国への影響も含め、その世界史的意義を生み出したブラックストンの役割を確認しえたのが大きな成果であった。

研究成果の概要(英文)：The year 2015 was the 800th anniversary of the Magna Carta. We held the symposium, '800 years of Magna Carta: beyond the myth theory' at the 67th General Meeting of Legal History Association in Japan in Kwansei Gakuin University, inviting Professor Michael Lobban (LSE) on June 13, 2015. It is because we understood that the easy dependence on "Magna Carta myth theory" would be an obstacle of the research. After the symposium we strove for absorption of the new and rich results of research around the overseas activated during this term. In this process, we could clarify the role of Blackstone, who first started full-scale research on John's Magna Carta, and round up its historical importance through the world, including the influence into Japan on the Meiji era.

研究分野：西洋法制史

キーワード：マグナ・カルタ 立憲主義 デュー・プロセス ホイッグ史観 法の支配 尾崎三良 サー・エドワード・クック ブラックストーン

## 1. 研究開始当初の背景

2015年にマグナ・カルタ発布800周年を迎え、国内・国外で関連するシンポジウムの開催も予定され、新たに研究が活発化することが予想された。この期に従来のマグナ・カルタ研究の成果を総括し、新たに生み出されてくる研究を批判的に摂取することによって、マグナ・カルタ研究の一つの画期としたい。その場合、1215年のマグナ・カルタそのものの意義付けも重要なのであるが、800年を記念する意義は、その現代に通じる意義にあることはいうまでもない。1215年のマグナ・カルタについては、マッケクニーやホウルトによる古典的研究の邦訳も既に行われ、城戸『マグナ・カルタの世紀』、小山「マグナ・カルタ(一二一五年)の歴史的意義」等、我が国においても貴重な研究が蓄積されてきているが、その後の歴史についての研究は意外と希薄である。小山「マグナ・カルタ神話の創造」は、中世からチューダ期に架けてのマグナ・カルタの歴史を理解する上で貴重だが、1628年以降のマグナ・カルタの果たした役割についての研究は、我が国では皆無に等しい。マグナ・カルタの世界史的意義を明らかにすることをめざした発布700周年記念学術大会が第一次世界大戦の勃発で不十分なままに終わったことにも一因があるのかもしれない。しかし、1907年に発表されたジェンクスの「マグナ・カルタ神話」論の影響も見過ごすことができない。彼のマグナ・カルタは封建的性格を持つ文書であるとする主張はスタップズ批判として衝撃的意義を持った。しかし、この「マグナ・カルタ神話」論は、法史研究の分野では、マグナ・カルタの近代的意義を解明する上で、逆に作用してきた。とりわけ、クック=マグナ・カルタ神話の創造者という最後の一言が一人歩きし、ウィッグ史観批判や「古き国制」論により増幅され、その意味が批判的に検討されることはほとんどなかった。憲法学におけるマグナ・カルタの取り扱いも同様である。啓蒙的な浦部「世界史の中の憲法」では、立憲主義のはじまりとして、第一章にマグナ・カルタが取り上げられるのだが、岩波文庫『世界憲法集』には、成文憲法典ではないという理由で収録されていない。これでは、日本国憲法31条の由来も理解できない。成文憲法典のみを収録して世界憲法集とするのは、むしろ、憲法の意義を時々の政治状況で改変可能な制定法の位置に押し下げるものではないだろうか。成文憲法典を持たないイギリスで法の適正手続を定めた条文が800年を経てなお生命を保ち続けてきたことは不文憲法乃至憲法とは何かということを理解する一助となるであろう。海外においては、Holt, Brooks, Christianson というその道の第一級の研究者が参加した1988年のマグナ・カルタ署名773周年記念学術大会(The Roots of liberty: Magna Carta, Ancient Constitution, and the Anglo-American

Tradition og Rule of Law)が開催され、Ralph. V. Turner, Magna Carta: Through the Ages (2003)でも示されたように、現代にまで及ぶマグナ・カルタの意義が歴史的検討の対象となってきている。また、1215年のジョンのマグナ・カルタそれ自体についても Magna Carta and the England of John(2010)も新たな研究が生み出されるなど800周年を迎え、より長期的な人類史的視野に立ってマグナ・カルタの歴史的意義を再評価する時期に来ているといえよう。

## 2. 研究の目的

本研究ではマグナ・カルタ800年の歴史を通史的に捉え直すとともに、その世界史的意義を再確認する。具体的には、研究分担者、研究協力者と共に2015年の法制史学会においてシンポジウムを準備、開催し、その800年の歴史の持つ意義について報告・議論すると共に、800周年前後に活発化する英米を中心とする海外における研究状況を正確に把握し、内外におけるマグナ・カルタ研究の水準とその到達点を明らかにすることを目的とする。

## 3. 研究の方法

我が国で蔓延するマグナ・カルタ神話論は、過去のマグナ・カルタ理解の在り方の一面を示すものであったとしても、逆に、こうした批判的把握の仕方が、マグナ・カルタの実像とその果たした歴史的役割の正しい理解を妨げてきたように思われる。本研究では、マグナ・カルタ神話論を一旦取り払った上で、800年の歴史においてマグナ・カルタの果たした役割と世界史的な意義の獲得過程を明らかにすることによってその実像にせまることとした。

## 4. 研究成果

ジョンのマグナ・カルタ研究が本格的に研究されるようになったのは、18世紀のブラックストーン以降であり、それ以前には、ヘンリ三世のマグナ・カルタ、もしくは、エドワード一世によって再公布され、制定法録に登録されたマグナ・カルタとその解釈法規がイングランド法史上大きな役割を果たしてきたのだが、我が国における研究は、ジョンのマグナ・カルタ研究が中心であった。

法制史学会のシンポジウムでは、こうした我が国におけるマグナ・カルタ研究の欠落、安易な「マグナ・カルタ神話論」への寄りかかりを克服し、800年間の歴史の中でマグナ・カルタの果たした役割の実相にせまることができた。

中世の人々が実際にマグナ・カルタの条文をどのように把握し、理解していたかについては、直江真一が、知られざる証書や当時のマグナ・カルタ写本の検討を通し、法制史学会報告で明らかにし、さらに、現行法でもあるマグナ・カルタ29章関連法文の先行事例、

14 世紀立法における解釈を通して、中世における「古法の回復」としてのマグナ・カルタの理解のされ方を明らかにした。

制定法化されたヘンリ三世のマグナ・カルタは、法曹院の制定法講義の対象であったが、一七世紀の憲法論争時に国王大権との関係が重要な論題となっていく。この従来ほとんど論じられてこなかった法曹院制定法講義を基礎として、国王大権をコモン・ロー内部に如何に位置付けるかという法の支配の問題が重要な論点となり、5 騎士事件で頂点に達する過程を、ロンドン大学のマイケル・ロバーン教授に明らかにしていただいた。法制史学会シンポジウム当時にはペイカー教授編『マグナ・カルタ講義・註解選集 1400-1604』(2015)は未公開であったが、帰国後、ペイカー編の知見を組込んだ形で新たな論稿を提出されている。

1215 年のマグナ・カルタをジョン王に対する「剣を手にした」反抗の結果獲得されたものとして、1225 年のマグナ・カルタと区別し、その意義を強調する形で扱ったのは、ジョンのマグナ・カルタの本格的な研究を開始したブラックストーンであった。ブラックストンの『英法釈義』は、アメリカで人気を博すとともに、マグナ・カルタの意義を世界に広める役割を果たすこととなる。この従来見過ごされてきたブラックストンの役割については、小室輝久氏に御報告頂き、シンポジウム後のプレスト教授の新たな発掘をめぐる議論も含めて成稿を得ている。

日本で最初にジョンのマグナ・カルタが言及されたのも福沢諭吉『西洋事情』のブラックストーン抄訳を通してであったと考えられる。欧米型 Constitution 概念に疑問を抱く岩倉使節副使木戸孝允に対し、ベルリン大学留学中の青木周蔵がジョン王の秕政、誅求への貴族、人民の反抗の結果、将来は一定の規矩準繩によって国政を行うようになったとして、英国型 Constitution をフランス型 Constitution と峻別して論じ感銘を与え、木戸をグナイストに紹介しているが、グナイストの英国憲法史もブラックストンのマグナ・カルタ論の影響を受けたものであった。木戸が帰国後呼び戻した英国留学生尾崎三良がマグナ・カルタの最初の日本語翻訳者となったのも偶然ではないであろう。三権分立を基本とする立憲政体の詔勅が木戸の政界復帰のために用意されたことにも注意が必要であろう。小野博司氏は、従来、プロシア型一辺倒で見られがちであった明治憲法の制定過程を、当時のマグナ・カルタ翻訳文献の詳細な検討、憲法原案起草者井上毅への影響、外国憲法の参照状況も含め、比較法の産物として再構成を試みている。

このようにして、現代まで引継がれたマグナ・カルタが、不文憲法たる英国で、実定法としてどのような意義を持っているのかという困難な問題を、実際の判例の分析を通して取り組んだのが、柳井健一氏であり、マ

グナ・カルタを権利保障の視点から把握するのか、法の支配の視点から把握するのかという興味深い視角から議論を整理した。

シンポジウム当日には縦軸型の報告を補う意味で、独・仏法史から三成賢次氏、石井三記氏にコメントをいただいたが、石井氏は名古屋大学法学部の紀要にその成果を発表されている。

各担当者は、法制史学会シンポジウム以降、J.C. Holt, Magna Carta, 3rd ed. (2015), Sir J. Baker, The Reinvention of Magna Carta 1216-1616 (2017)等の 800 周年を契機に活性化した最新の研究成果を吸収する形でシンポジウム報告をブラッシュ・アップさせた。その成果は、『マグナ・カルタの 800 年 マグナ・カルタ神話論を越えて』として出版予定である。詳細は同書に譲りたい。なお、同書の出版に当っては、800 周年をめぐるマグナ・カルタ研究において、シンポジウム報告では欠けていた、マグナ・カルタと神学教師ラングトンの聖書解釈との関係、当時の *Ius Commune* との関係、エレノア・ルーズベルトが尽力した世界人権宣言との関係、さらには、信条の自由問題との関連での議論を翻訳で補う予定で、各々、苑田亜矢氏、松本和洋氏、栗原真人氏に協力を依頼し、成稿を得たが、日本学術振興会への研究公開促進費への申請が、「独創性又は先駆性がもう少し高いと良い」という審査結果で、残念ながら不採用となったこともあり、出版計画を縮小せざるを得なくなった。研究協力者の方々にお詫び申し上げるとともに、今後の研究に生かして頂ければと願っている。

従来、クックの時代で止まっていたマグナ・カルタ研究を本来あるべきブラックストンの時代まで探究し、その世界化の一端としての我が国への影響にまで研究を及ぼすことができたのは本研究の大きな成果であった。しかし、残された課題として、800 周年事業で注目された人民憲章運動との関連、太平洋戦争時の日系米国人の強制収容問題との関連等さらに検討すべき問題が多い。ギリシア哲学、ローマ法学が時代を越えた古典として学ばれる中、中世のマグナ・カルタが 800 年を越えて引継がれてきた普遍的意義はどこにあるのか、安易に「神話化」として論じるのではなく、その人類史的意義を今一度捉え直してみる必要があるであろう。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 9 件)

深尾裕造 独占事件(1602) その文脈を解きほぐす 『法と政治』 69 巻 (2018) 231-337、査読無し

柳井健一 国会主権のリインカーネション Brexit と最高裁判所ミラー判決 『法と政治』 69 巻(2018)166-194、査読無し

小野博司 ある司法官の軌跡 刑法起草

者・古賀廉造について 『公益社団法人鍋島報効会研究助成研究報告書』8巻(2018)167-186、査読無し  
小野博司 香港軍政法序説 1942年制定香督令の紹介を中心に 『神戸法学雑誌』67(1)(2017)49-84、査読無し  
キース・ユーン／元山健一・柳井健二共訳、ブレグジットの憲法理論 イギリス高等法院ミラー判決を契機として 『法律時報』89(3)(2017)86-91、査読無し  
深尾裕造、松本和洋 クック「マグナ・カルタ註解」サー・エドワード・クック『イングランド法学提要 第2部』より 『法と政治』66巻(2016)881-1055、査読無し  
深尾裕造 自由の憲章 マグナ・カルタの800年 法律文献の歴史を通して見る立憲主義の歴史 『時計台』86巻(2016)2-17、査読無し  
深尾裕造 クック「マグナ・カルタ註解」覚書、『法と政治』67巻(2016)41-104、査読無し  
柳井健一 イギリス憲法改革と憲法の成文化 『比較法研究』78巻(2016)138-144、査読無し

〔学会発表〕(計 8 件)

小野博司 ある司法官の軌跡 刑法起草者・古賀廉造について 鍋島報効会第16回研究助成報告会 2017年  
小野博司 日本統治期台湾における経済社会法 国際研討会 2017年(台北大学)  
柳井健一 イギリス憲法改革と憲法の成文化 比較法学会 2016年6月4日~5日(関西学院大学)  
深尾裕造 マグナ・カルタの800年 マグナ・カルタ神話論を越えて、法制史学会 第67回総会シンポジウム 2015年6月13日(関西学院大学)  
直江眞一 マグナ・カルタと中世法、法制史学会 第67回総会シンポジウム 2015年6月13日(関西学院大学)  
小室輝久 マグナ・カルタとブラックストーン、法制史学会 第67回総会シンポジウム 2015年6月13日(関西学院大学)  
小野博司 19世紀後半日本におけるマグナ・カルタの継受、法制史学会 第67回総会シンポジウム 2015年6月13日(関西学院大学)  
柳井健一 実定憲法としてのマグナ・カルタ、法制史学会 第67回総会シンポジウム 2015年6月13日(関西学院大学)

〔図書〕(計 4 件)

深尾裕造編『マグナ・カルタの800年 マグナ・カルタ神話論を越えて』:直江眞一「第一章 マグナ・カルタと中世法 c.28(c.38\*), c.29(c.39\*,40\*)

を中心として』、マイケル・ロバーン/戒能通弘訳「第二章 エドワード・クックの時代のマグナ・カルタ」、小室輝久「第三章 マグナ・カルタとブラックストーン ブラックストンのマグナ・カルタ理解とアメリカ合衆国への影響」、小野博司「第四章 マグナ・カルタと明治憲法 日本におけるマグナ・カルタ受容の一齣」、柳井健一「第五章 マグナ・カルタと憲法学 法の支配の聖典か権利の保障の古典か」、『関西学院大学出版会』(2019)印刷中  
出口雄一、神野潔・十川陽一・山本英貴編著 概説日本法制史:小野博司「第10章 明治国家の建設と国家法の整備」、『弘文堂』(2018) 528(334-376)  
深尾裕造『イングランド法学の形成と展開 コモン・ロー法学史試論』関西学院大学出版会(2017)802  
中村浩爾、桐山孝信、山本健慈編『社会変革と社会科学』:深尾裕造 第3章 G・ジェイコブとイギリス法学史の二つの流れ『昭和堂』(2017)417(166-182)

〔産業財産権〕

出願状況(計 0 件)

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

出願年月日:

国内外の別:

取得状況(計 0 件)

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

取得年月日:

国内外の別:

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

深尾 裕造 (FUKAO, Yuzo)

関西学院大学・法学部・教授

研究者番号: 20135891

(2) 研究分担者

直江 眞一 (NAOE, Shinichi)

九州大学・法学研究院・教授

研究者番号: 10125619

小室 輝久 (KOMURO, Teruhisa)

明治大学・法学部・専任准教授

研究者番号: 00261537

柳井 健一 (YANAI, Kenichi)

関西学院大学・法学部・教授

研究者番号：30304471  
小野 博司 (ONO, Hiroshi)  
神戸大学・法学研究科・准教授  
研究者番号：70460996

(3)連携研究者

( )

研究者番号：

(4)研究協力者

マイケル・ロバーン (LOBBAN, Michael)  
ロンドン大学・LSE 校・教授  
戒能 通弘 (KAINO, Michihiro)  
同志社大学・法学部・教授  
石井 三記 (ISHII, Mitsuki)  
名古屋大学・法学研究科・教授  
三成 賢次 (MITSUNARI, Kenji)  
大阪大学・法学研究科・教授  
栗原 真人 (KURIHARA, Masato)  
香川大学・法学部・名誉教授  
苑田 亜矢 (SONODA, Aya)  
熊本大学・法学部・教授  
松本 和洋 (MATSUMOTO, Kazuhiro)  
日本学術振興会特別研究員